

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

京都市産業関係手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

本則中「別表第3」を「別表」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(産業観光局産業戦略部産業総務課)